



生活バス(阿賀音戸の瀬戸線)における車内事故の発生について(最終報)

令和8年4月21日(火)に発生した標記の事故につきまして、ドライブレコーダーの映像データを広島県広警察署及び保険会社に提出し、双方の保険会社において今後の対応について協議した結果、本件に関しては当方に過失は認められず、過失はすべて相手方に帰属すると判断されました。

今後の被害者への対応については、けがの経過観察、必要な治療の実施及び治療費等の負担を含め、相手方の保険会社が主体となって行います。